

「出産・子育て応援ギフト」について

(国の出産・子育て応援給付金)

～妊婦や子育て家庭を対象とする新たな支援制度～



1. 給付金の対象者

(1) 出産応援ギフト (妊娠時の給付：5万円)

- ・妊娠届を提出した妊婦の方

(2) 子育て応援ギフト (出産後の給付：5万円)

- ・出生した乳児を養育する方 (原則は乳児と同居する母または父) ※子ども1人につき
5万円

(注) どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

2. 申請時期・申請書交付方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請と原則面談等が必要です。申請書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、下記の方法により対象者へ交付します。健康課窓口または郵送で提出ください。

出産応援ギフト	子育て応援ギフト
妊娠届を提出いただく時に、窓口での面談後に申請書をお渡しします	ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします

3. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

(お問合せ先) 出産・子育て応援ギフトについて

(お問合せ先) 妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

南あわじ市役所
健康課 電話：0799-43-5218

南あわじ市役所
健康課 (母子包括支援センター)
電話：0799-43-5218



市役所HP

南あわじ市
子育て・学習支援センター
電話：0799-42-7703

よくあるご質問

1. 妊娠届出後や出産後の転居について

○ 出産後に転入出した(する)場合、子育て応援ギフトはどうなりますか？

転出元の市区町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で出産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転入出する場合は、どちらか一方の市区町村で出産後の給付を受け取ることができます。(すでに給付を受けられている場合は、南あわじ市で受け取ることはできません。)

○ 妊娠届出後に転入出した(する)場合、出産応援ギフトはどうなりますか？

妊娠届を他の市区町村で提出し、他地区町村で給付等を受けていない方は健康課へご連絡願います。

(すでに給付を受けられている場合は、南あわじ市で受け取ることはできません。)

※南あわじ市では現金の給付を行っていますが、クーポン等での給付をしている市区町村もあります。

2. 申請書について

○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることができますか？

原則面談にて申請書をお渡しします。(体調や里帰り出産等により、市の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、健康課へご相談ください。また、面談とともにアンケートの提出が必ず必要になります。提出がない場合、給付が受けられませんのでご協力をお願いします)

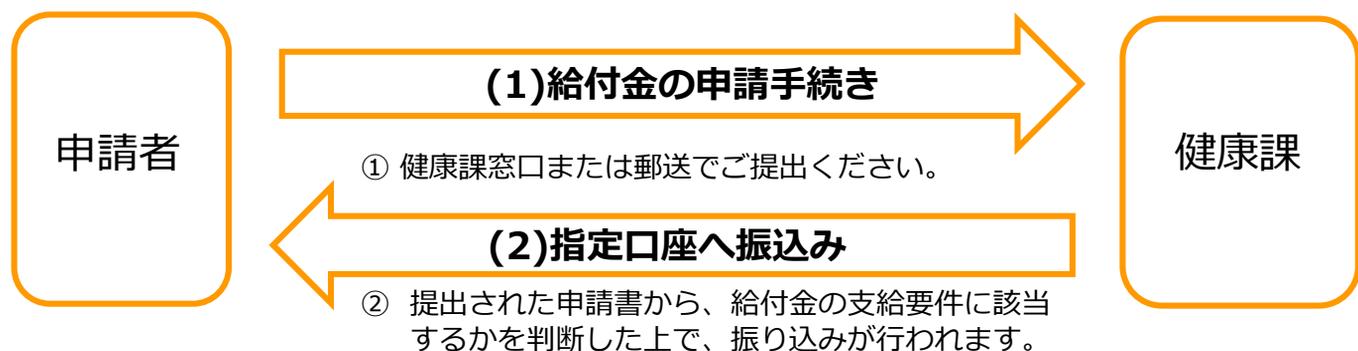
3. 給付金の受け取りについて

○ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなります。

○ 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、1~2か月後に給付金が振り込まれます。口座振り込みが完了すれば、別途完了したことのお知らせを郵送します。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、南あわじ市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。